

神戸市水道局契約規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

神戸市水道管理規程第11号

神戸市水道局契約規程の一部を改正する

神戸市水道局契約規程(昭和39年4月水道管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (競争入札等に参加させない者) 第3条 [略] 2 競争入札等に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるとき <u>(不動産の売却に係る一般競争入札にあつては、本市における不動産の売却に係る契約手続において次の各号のいずれかに該当すると認められるとき)</u> は、その者について、3年以内の期間を定めて競争入札等に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他 | (競争入札等に参加させない者) 第3条 [略] 2 競争入札等に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について、3年以内の期間を定めて競争入札等に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、又同様とする。 |

の使用人又は入札代理人として使用する者についても、又同様とする。

(1)～(6) [略]

(競争入札等に参加する資格)

第4条 競争入札等 (せり売りを除く。)に参加しようとする者は、次に掲げる資格を備えていなければならない。ただし、不動産その他の物件を売却するときその他特別な理由があるときは、この限りでない。

(1)、(2) [略]

(指名競争入札の指名及び通知)

第7条 管理者は、指名競争入札に付するときは、第3条及び第4条に基づき資格を有する者のうちから、管理者が定める指名基準によりなるべく5人以上の者を指名するものとする。

2 前項の規定により指名したときは、管理者は、第6条各号に掲げる事項を指名した相手方になるべく入札期日前7日までに通知するものとする。

(無効の入札等)

第14条 [略]

2 せり売りの場合においては、前項第5号、第6号、第8号及び第11号の規定を準用する。

(1)～(6) [略]

(競争入札等に参加する資格)

第4条 競争入札等に参加しようとする者は、次に掲げる資格を備えていなければならない。ただし、不動産その他の物件を売却するときその他特別な理由があるときは、この限りでない。

(1)、(2) [略]

(指名競争入札の通知)

第7条 指名競争入札により契約を締結しようとする場合は、なるべく入札期日前7日までに前条各号に規定した事項のうち第2号を除く事項を指名する者に通知する。

(無効の入札等)

第14条 [略]

2 せり売りの場合においては、前項第5号、第6号、第8号及び第12号の規定を準用する。

(契約締結の手続)

第19条 落札者は、落札決定の日から10日（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日の日数は、算入しない。）以内に記名押印のある契約書（契約内容を記録した電磁的記録（地方自治法第234条第5項の措置を講じたものに限る。）を含む。）その他の必要な書類を提出し、かつ第20条第1項に定める契約保証金を納付しなければならない。ただし、管理者においてやむを得ない事情があると認めるときは、この期限を延長することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書を省略し請書を提出させることができる。

(1) ～ (3) [略]

(4) 有価証券を売買するとき。

(5)、(6) [略]

3、4 [略]

(契約書の記載事項)

第19条の2 第19条の契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 契約の目的

(2) 契約の金額

(3) 契約金の支払又は納付の方法

(契約締結の手続)

第19条 落札者は、落札決定の日から5日（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日の日数は、算入しない。）以内に記名押印のある契約書（契約内容を記録した電磁的記録（地方自治法第234条第5項の措置を講じたものに限る。）を含む。）その他の必要な書類を提出し、かつ第20条第1項に定める契約保証金を納付しなければならない。ただし、管理者においてやむを得ない事情があると認めるときは、この期限を延長することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書を省略し請書を提出させることができる。

(1) ～ (3) [略]

(4)、(5) [略]

3、4 [略]

(4) 履行期限又は期間

(5) 契約保証金に関する事項

(6) その他必要な事項

(変更契約書又は請書の提出)

第19条の3 [略]

(契約保証金の免除)

第21条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

(1)～(4) [略]

(5) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(6) [略]

(随意契約)

第21条の3 令第21条の13第1項第1号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することができる場合は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に掲げる予定価格の額を超えないものとする。

| 契約の種類 | 額 |
|-------|-----|
| [略] | [略] |

2 管理者は、令第21条の13第1項第

(変更契約書又は請書の提出)

第19条の2 [略]

(契約保証金の免除)

第21条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

(1)～(4) [略]

(5) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫又は管理者が確実と認める金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(6) [略]

(随意契約)

第21条の3 令第21条の14第1項第1号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することができる場合は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に掲げる予定価格の額を超えないものとする。

| 契約の種類 | 額 |
|-------|-----|
| [略] | [略] |

2 管理者は、令第21条の14第1項第

3号及び第4号に規定する契約（同項第1号に規定する契約を除く。）を締結したときは、次に掲げる事項を遅滞なく公表するものとする。

3～5 [略]

（指名競争入札に係る公示の特例）

第21条の9 管理者は、指名競争入札により特定調達契約を締結しようとするときは、入札期日前40日（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札による場合は24日、急施を要する場合は10日）までに、次に掲げる事項及び特例政令第6条各号に掲げる事項を公示する。

（延滞違約金）

第26条 契約の相手方がその責に帰すべき事由によって履行期限内に契約を履行しないときは、契約金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞違約金として徴収する。

2～4 [略]

（部分払）

第30条 [略]

2 [略]

3 第29条の2の規定により公共工事

3号及び第4号に規定する契約（同項第1号に規定する契約を除く。）を締結したときは、次に掲げる事項を遅滞なく公表するものとする。

3～5 [略]

（指名競争入札に係る公示の特例）

第21条の9 管理者は、指名競争入札により特定調達契約を締結しようとするときは、入社期日前40日（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札による場合は24日、急施を要する場合は10日）までに、次に掲げる事項及び特例政令第6条各号に掲げる事項を公示する。

（延滞違約金）

第26条 契約の相手方がその責に帰すべき事由によって履行期限内に契約を履行しないときは、延滞1日につき契約金額の1000分の1に相当する額を延滞違約金として徴収する。

2～4 [略]

（部分払）

第30条 [略]

2 [略]

3 第29条の2の規定により公共工事

の前払金に関する規則（昭和28年6月規則第52号）の規定を準用して前払金をした場合にあっては、前項又は次項の代価に前払金の額の契約金額に対する割合を乗じて得た額を第1項又は次項の部分払の額から控除する。

4 [略]

（監督に係る事務の委任）

第41条の2 管理者は、監督に関すること（第41条の4の規定による職員以外の者への監督の委託に関することを除く。）は、主管課長に委任する。

（監督員の任命等）

第41条の3 主管課長は、工事、製造その他の請負契約締結後、すみやかに所属職員のうちから監督員を命じなければならない。ただし、製造その他の請負契約で特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 主管課長は、監督員を命ずる場合又はこれを免ずる場合は、監督員指名簿に記載して行わなければならない。

3 監督員は、契約の適正な履行を確保するため、神戸市水道局請負工事監督規程（平成22年3月神戸市水道

の前払金に関する規則（昭和28年6月規則第52号）の規定を準用して前払金をした場合にあっては、前項又は第5項の代価に前払金の額の契約金額に対する割合を乗じて得た額を第1項又は第5項の部分払の額から控除する。

4 [略]

管理規程第9号)に定めるところに
従い服務しなければならない。

第41条の4 主管課長は、特に専門的
な知識又は技能を必要とすることそ
の他の理由により職員によつて監督
を行うことが困難であり、又は適当
でないと認められるときは、職員以
外の者に監督を委託することができる。

(監督の依頼)

第41条の5 主管課長は、所属職員に
より監督を行うことが困難であり、
又は適当でないと認めるときは、他
の課長に監督を依頼することができる。

2 前項の依頼を受けた課長につい
ては、当該依頼を受けた監督の実施
に必要な範囲においては、主管課長
であるものとみなしてこの規程その
他の法令を適用するものとする。

(検査に係る事務の委任)

第44条の2 管理者の権限に属する検
査に関すること(第46条の規定によ
る職員以外の者への検査の委託に関
することを除く。)は、契約要求課
長(経営企画課に対し契約要求手続
きを行う課長。以下「要求課長」と
いう。)又は主管課長に委任する。

(検査員の指定)

(検査員の指定)

第45条 要求課長又は主管課長は、検査を行うときは、速やかに、所属職員のうちから検査員を指定しなければならない。

2 [略]

3 検査員は、要求課長又は主管課長が行う検査を補助する。

(工事の請負契約に係る検査員の指定の特例)

第45条の2 前条の規定にかかわらず、工事の請負契約に係る検査(担保検査を除く。)を行う場合において、その契約金額が管理者の定める額以上のものの請負契約であるときは、要求課長は、工事担当課長に協議のうえ、速やかに、検査員候補者名簿に登録された者の中から検査員を指定しなければならない。

2 前項に規定する場合において、その契約金額が250万円を超え管理者の定める額未満の土木工事の請負契約であるときは、要求課長は、経営企画課専門役又は経営企画課長により選定された者の中から検査員を指定しなければならない。

第45条 契約要求課長(経営企画課に対し契約要求手続きを行う課長。以下「要求課長」という。)又は主管課長は、検査を行うときは、速やかに、所属職員のうちから検査員を指定しなければならない。

2 [略]

(工事の請負契約に係る検査員の指定の特例)

第45条の2 前条の規定にかかわらず、工事の請負契約に係る検査(担保検査を除く。)を行う場合において、その契約金額が管理者の定める額以上のものの請負契約であるときは、要求課長は、工事監理担当課長に協議のうえ、速やかに、検査員候補者名簿に登録された者の中から検査員を指定しなければならない。

2 前項に規定する場合において、その契約金額が250万円を超え管理者の定める額未満の土木工事の請負契約であるときは、要求課長は、経営企画課課長(出納・契約担当)又は経営企画課長により選定された者の中から検査員を指定しなければならない。

4、5 [略]

(立会人)

第49条 [略]

2 [略]

3 前2項の規定は、検査のうち工
及び工事に関する調査等の請負契約
に係るものについては、適用しない。

(仮受領)

第50条 契約の相手方から物品が納入
された場合において、検査員が直ち
に検査できないときは、主管課長は、
当該物品を仮に受領したうえ保管
し、その旨を検査員に通知しなけれ
ばならない。

(公告の方法)

第51条 [略]

4、5 [略]

(立会人)

第49条 [略]

2 [略]

3 前2項の規定は、検査のうち工
の請負契約に係るものについては、
適用しない。

(公告の方法)

第50条 [略]

附 則

この管理規程は、令和6年4月1日から施行する。